

別表第1 宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条第2項および第12条第1項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料) ② サービス料 (①×10%)
	追加料金	③ 飲食料およびその他の利用料金 ④ サービス料 (③×10%)
	税金	⑤ 消費税

備考 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 違約金 (第6条第2項関係)

契約解除の通知を うけた日		不 泊	当 日	前 日	7 日 前	14 日 前	30 日 前
一 般	7名まで	100%	80%	50%			
団 体	8名以上	100%	100%	100%	50%	30%	10%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

3. 当ホテルが別途企画する宿泊パッケージ、その他の個別の特約により、上記と異なる違約金を求めることがあります。